

公益財団法人日本高等教育評価機構会員規則

(目的)

第1条 公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「本機構」という。）の会員に関しては、公益財団法人日本高等教育評価機構定款（以下「定款」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(資格)

第2条 会員となることができるのは、本機構の目的及び事業に賛同し、理事長の承認を得た大学とする。

(会員)

第3条 会員は、本機構の事業運営に積極的に協力するものとする。

2 会員は、会費を納めるものとする。

(理事会への報告)

第4条 理事長は、新たに会員となった大学について、理事会に報告しなければならない。

(入会手続)

第5条 会員となるには、所定の入会申込書を本機構に提出するものとする。

(会費)

第6条 第3条第2項に規定する1年度当たりの会費は別表のとおりとし、毎年度5月末日までに納入するものとする。ただし、理事長が特に必要と認める場合は、理事会の決議を経て、会費の全部又は一部を免除できるものとする。

2 本機構の大学機関別認証評価評価料に関する規程第3条に基づく評価料を納入した大学は、評価を受けた年度から7年間の会費の納入を免除する。

3 本機構の短期大学機関別認証評価評価料に関する規程第3条に基づく評価料を納入した短期大学は、評価を受けた年度から7年間の会費の納入を免除する。

4 全ての学部等において学生募集を停止した会員は、募集停止により入学する者がいなくなる最初の年度から、廃止した日が属する年度まで会費の納入を免除する。

(会費の不返還)

第7条 会員が既に納入した会費は、これを返還しない。

(代表者の届出)

第8条 会員は、本機構に対して代表者一人を定め、届け出なければならない。

(資格の喪失)

第9条 会員は、次の事由によって資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 廃止したとき。
- (3) 除名となったとき。

(退会)

第10条 会員が退会しようとするときは、本機構に所定の退会届を提出しなければならない。

(資格の除名)

第11条 会員が、次のいずれかに該当するときは、理事会の決議を経て除名する。

- (1) 会費が長期間滞納となったとき。
- (2) 本機構の名誉を著しく毀損し、又は信用を失わせる行為があったとき。

(会費の使途)

第12条 第6条第1項に規定する会費は、毎事業年度における合計額の60%以内を当該年度の法人会計に使用する。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、会員に関し必要な事項は、理事長が定める。

(改廃)

第14条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年6月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年3月7日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

| 会員会費(年額) | |
|----------|--------|
| 種別 | 会費の額 |
| 大学 | |
| 1 学部 | 2 5 万円 |
| 2 学部 | 3 5 万円 |
| 3 学部以上 | 4 5 万円 |
| 独立大学院大学 | |

| | |
|--------|--------|
| 1 大学 | 1 0 万円 |
| 短期大学 | |
| 1 短期大学 | 1 0 万円 |

